

(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における
風力発電事業環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 4 月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

(1) 公告の日及び公告の方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの

意見の概要とこれに対する事業者の見解	11
--------------------------	----

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

（1）公告の日

平成31年2月5日（水）

（2）公告の方法

- ① 平成31年2月5日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙1参照）

・南日本新聞（朝刊3面）

- ② 上記の公告に加え、当社のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。（別紙2参照）

（3）縦覧場所

自治体庁舎等9箇所にて縦覧した。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイトで公表した。

- ① 自治体庁舎等における縦覧

- ・鹿児島県庁（13階 環境林務部環境林務課）
- ・いちき串木野市役所 串木野庁舎（正面玄関1階ロビー）
- ・いちき串木野市役所 羽島出張所（羽島交流センター1階ロビー）
- ・いちき串木野市荒川交流センター（正面玄関1階ロビー）
- ・薩摩川内市役所（本庁2階 市民福祉部環境課）
- ・薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市滄浪地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター

- ② インターネットの利用による公表

当社のウェブサイト「お知らせ」に、方法書及び要約書を掲載した。（別紙2参照）

また、自治体（鹿児島県、いちき串木野市及び薩摩川内市）のウェブサイトと当社ウェブサイトとをリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約

書を参照可能とした。

(別紙 3 参照)

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎等における縦覧

平成 31 年 2 月 5 日 (火) から平成 31 年 3 月 7 日 (木) までの、自治体庁舎等の開庁時間とした。

② インターネットの利用による公表

意見書受付期間の平成 31 年 2 月 5 日 (火) から平成 31 年 3 月 22 日 (金) までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者数：1 名

(内訳)	・ 鹿児島県庁 (13 階 環境林務部環境林務課)	: 0 名
	・ いちき串木野市役所 串木野庁舎 (正面玄関 1 階ロビー)	: 0 名
	・ いちき串木野市役所 羽島出張所 (羽島交流センター 1 階ロビー)	: 0 名
	・ いちき串木野市荒川交流センター (正面玄関 1 階ロビー)	: 0 名
	・ 薩摩川内市役所 (本庁 2 階 市民福祉部環境課)	: 0 名
	・ 薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター	: 0 名
	・ 薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター	: 0 名
	・ 薩摩川内市滄浪地区コミュニティセンター	: 0 名
	・ 薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター	: 1 名

② 方法書を掲載した当社ウェブページへのアクセス数：447 回

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行う（別紙1参照）とともに、当社ウェブサイトでもお知らせした（別紙2参照）。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
平成31年2月18日(月) 19時00分～20時25分	薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター (2階大研修室)	13名
平成31年2月19日(火) 19時00分～20時35分	薩摩川内市セントピア (1階視聴覚室)	4名
平成31年2月20日(水) 19時00分～20時40分	薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター (2階大ホール)	11名
平成31年2月21日(木) 19時00分～20時30分	いちき串木野市役所羽島出張所 (羽島交流センター2階)	10名
平成31年2月23日(土) 19時00分～20時50分	いちき串木野市荒川交流センター (1階大会議室)	23名

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成31年2月5日（火）から平成31年3月22日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受け付けは最終日の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。（別紙4参照）

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通であり、環境の保全の見地からの意見は37件であった。その他（環境の保全の見地以外からの意見）は1件であった。

【選挙事務所】 平城町平城三丁目
【投票所】 平城町平城三丁目
【開票所】 平城町平城三丁目
【選挙事務所】 平城町平城三丁目
【投票所】 平城町平城三丁目
【開票所】 平城町平城三丁目

(別紙 2 - 1)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ (1 / 2)

■ 平成 31 年 2 月 5 日 (火) 掲載



会社情報事業案内ニュース連絡先

(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業環境影響評価方法書の公表、縦覧及び説明会について

投稿日: 2019年2月5日

▶ 2019年

▶ 2018年

▶ 2017年

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、方法書)及び方法書を要約した書類(以下、要約書)を平成31年2月4日付で経済産業大臣へ届出、鹿児島県知事、いちき串木野市長及び薩摩川内市長へ送付しました。

方法書及び要約書について、以下のとおり公表し縦覧を行います。

●方法書の縦覧について

縦覧場所：

鹿児島県庁 (13階 環境林務部環境林務課)

いちき串木野市役所 串木野庁舎 (正面玄関1階ロビー)

いちき串木野市役所 羽島出張所 (羽島交流センター1階ロビー)

いちき串木野市荒川交流センター (正面玄関1階ロビー)

薩摩川内市役所 (本庁2階 市民福祉部環境課)

薩摩川内市穂之城地区コミュニティセンター

薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター

薩摩川内市湊浪地区コミュニティセンター

薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター

縦覧期間：

平成31年2月5日(火) から平成31年3月7日(木) まで

縦覧場所の開庁時

縦覧方法：

縦覧場所にて、方法書、要約書、意見書、縦覧者記録用紙、意見書箱を設置いたします。

方法書をご覧になられた方は、縦覧者記録用紙にご記入をお願いします。

●インターネットによる公表について

以下の理由により、セキュリティ設定としております。

○方法書の著作権保護のため(調査データを流用防止のため)

○出典元の著作権保護のため

○不正な改ざんを行い、それを公開されることを防ぐため

上記セキュリティ設定に伴い、**internet explorer(IE)のみ**で閲覧可能です(ごさいます。

(chrome、edge、firefox他ブラウザでの閲覧は出来ません。)

表紙と目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

(別紙 2 - 2)

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ (2 / 2)

■ 平成 31 年 2 月 5 日 (火) 掲載

●説明会について 方法書説明会を以下の日程で開催します。どなたでもご参加頂けます。(事前申込不要) 日時：平成31年2月18日(月)19時～21時 場所：薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター (2階大研修室) 日時：平成31年2月19日(火)19時～21時 場所：薩摩川内市セントピア (1階視聴覚室) 日時：平成31年2月20日(水)19時～21時 場所：薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター (2階ホール) 日時：平成31年2月21日(木)19時～21時 場所：いちき串木野市役所羽島出張所 (羽島交流センター2階) 日時：平成31年2月23日(土)19時～21時 場所：いちき串木野市荒川交流センター (1階大会議室) ●意見書の提出について 「〔仮称〕いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、備え付けの意見書に記入のうえ意見書箱に投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。 ○受付期間：平成31年2月5日(火) から平成31年3月22日(金) まで (郵送の場合は3月22日消印有効) ○郵送の場合 宛先： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階 日本風力エネルギー株式会社 足立宛 意見書用紙はこちらよりダウンロードください。 ○記載事項 ①氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先 ②方法書の名称 ③環境の保全の見地からの意見及びその理由 ●お問合せ先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階 日本風力エネルギー株式会社 事業開発 (担当：足立) 電話番号 03-6452-9747 (土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

(別紙3)

鹿児島県ウェブサイト

**鹿児島県**
Kagoshima Prefecture

[総合トップ](#)[緊急情報](#)[一般・県民の方々](#)[事業者の方々](#)[観光サイト](#)[文字サイズ・色合い変更](#)[音声読み上げ](#)[Foreign Language](#)[簡易サイト](#)

[危機管理・防災](#)[くらし・環境](#)[健康・福祉](#)[教育・文化・交流](#)[産業・労働](#)[社会基盤](#)[県政情報](#)[検索](#)

[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価](#) > [環境影響評価について](#)

[いいね！](#) [ツイート](#) 更新日：2019年2月15日

環境影響評価

- 環境影響評価について
- 許可届出（様式提供）
- 県の計画

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書縦覧・公表中の事業

合同会社NWE-09インベストメントが、「（仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業」の環境影響評価法書を縦覧・公表しています。（平成31年3月7日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[合同会社NWE-09インベストメントホームページ（外部サイトへリンク）](#)

いちき串木野市ウェブサイト



いちき串木野市
いちきくしきのし

文字サイズ・色合い変更 Foreign Language 携帯サイト

Google カスタム検索 検索 ▶ サイトマップ ▶ 行政機構図

[ホーム](#) [暮らし](#) [防災
安全・安心](#) [健康・福祉
子育て・介護](#) [教育・文化
スポーツ](#) [産業
企業誘致](#) [市政情報](#)

ホーム > [トピックス](#) > 風力発電事業に伴う環境影響評価方法書の公表について

いいね！ 0 ツイート

更新日：2019年2月5日

トピックス

- 風力発電事業に伴う環境影響評価方法書の公表について

観光

イベントカレンダー

公共施設案内

風力発電事業に伴う環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会を開催します。

（仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業（事業者：合同会社NWE-09インベストメント）の環境影響について、調査、予測、評価を行うための手法を示した図書（環境影響評価方法書）を縦覧するとともに、住民説明会を開催します。

環境保全の見地からの意見がある場合は、下記の問合せ先に書面で提出することができます。

公表場所

- いちき串木野市役所串木野庁舎（正面玄関1階ロビー）
- いちき串木野市役所羽島出張所（羽島交流センター1階）
- 荒川交流センター

公表期間

平成31年2月5日（火曜日）～3月7日（木曜日）（各施設の開庁時間に準じます。）

電子縦覧

合同会社NWE-09インベストメントのウェブサイトで閲覧できます。

<https://nwe-09-wind.jp/>（外部サイトヘリンク）

住民説明会の期間・場所

平成31年2月21日（木曜日）19：00～ いちき串木野市役所羽島出張所（羽島交流センター2階）

平成31年2月23日（土曜日）19：00～ いちき串木野市 荒川交流センター1階 大会議室

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

（1）提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、意見書箱に投函いただくか、下記まで郵送（当日消印有効）してください。

（2）提出期間：平成31年3月22日（金曜日）まで

お問合せ

日本風力エネルギー株式会社

- 所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス14階
- 電話：03-6452-9747（担当：足立）

薩摩川内市ウェブサイト



さつまさんだいし
薩摩川内市
Welcome to Satsumasendai City

サイト内検索 Google カスタム検索 検索 音声読み上げ

文字サイズ 標準 拡大 文字色/背景色 標準 青 黒

暮らしの情報

事業者向け情報

市政情報

観光物産情報

地図情報

トップページ > 暮らしの情報 > 暮らし > 環境・ペット等 > 環境 > (仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の実施について

(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の実施

合同会社NWE-09インベストメント(代表社員:日本風力エネルギー株式会社)が計画している「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業」に係る環境影響評価方法書(環境影響評価を行う方法を記載した図書)の縦覧が実施されています。

【縦覧場所】 薩摩川内市役所 本庁2階環境課
隈之城地区コミュニティセンター
峰山地区コミュニティセンター
滄浪地区コミュニティセンター
寄田地区コミュニティセンター
(いちき串木野市でも実施されています。)

【縦覧期間】 平成31年2月5日(火)から3月7日(木)まで
(土・日・祝日を除く。)

【縦覧時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※ この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。
※ 環境の保全の見地からの意見がある方は、平成31年3月22日(金)まで書面で提出することができます。

また、方法書説明会が下記の日程で実施されます。事前申し込みは必要ありません。

日時	場所
平成31年2月18日(月) 午後7時から	峰山地区コミュニティセンター(高江町1735-1)
平成31年2月19日(火) 午後7時から	ゼントピア 視聴覚室(勝目町3944-3)
平成31年2月20日(水) 午後7時から	寄田地区コミュニティセンター(寄田町139)

【関連情報】 [事業者サイト](#) [方法書縦覧](#)(外部リンク)

意見書の様式

「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する意見書

住所

ご氏名

連絡先（電話番号）

[illegible]

【備考】

- 10 -

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は37件であった。また、環境の保全の見地からの意見以外の意見が1件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見は、原文のまま記載した。

1. 騒音・低周波音

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現在、寄田町に関連する風力発電として、「柳山ウィンドファーム」があるが、当初想定されていた場所以外でも風向きによっては、気になる程の音などが体感されている。 予定されている調査地点以外においても調査地点を増やして予測を行うべきだと思う。特に直近の池ノ段だけではなく、新田、天神など人家がある所の予測は行うべきだと思う。	風力発電機稼動時の騒音については、住宅等の配置を考慮し、最寄りの住宅周辺の環境を代表する地点で現況調査を実施し、地形や気象条件等を考慮して予測を行います。予測結果は、風力発電所の周辺一帯について、風力発電機から発生する騒音の寄与の状況をコンター図で示すため、調査地点以外の場所における騒音の影響についても把握することとなります。
2	大気の変動等人体への影響 大型の風車が大気をかく乱させることでの人体への影響等については、恐らく近隣居住者の全ての人に影響するものではないかもしれないが、女性等特定の人への影響は無視できない。このことを見過ごすことなく、徹底した調査・データの収集等をお願いしたい。	騒音及び低周波音について、調査及び予測を適切に実施し、国が定める指針値等との整合が図られているかを検討した上で、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。
3	風車近くに居住する住民への影響。複数の風車設置、複数の事業体の計画の地元住民生活への影響 2月の説明会で、地元居住者の生活環境の変化について「二重扉設置で解決」との説明がなされたが、このようなことは「何おかいわんや」ということである。生涯の安住の地をその地に求める居住者にとっては、風そよぎ光差し込む環境を求めているのであって、環境悪化の事後対策を求めているのではない。「二重扉」の閉ざされた生活環境の悪化を感じる事業体であることを切にお願いしたい。更に計画地である。薩摩川内市、いちき串木野市の山系は、東シナ海からの風がそよぐ快適な居住環境が、東シナ海からの恒常的な風を利用する大風車建設地に一変する懸念を持つ。これまで現地に参入している事業体に加えて新たな企業の事業が計画されていることへの懸念は、地元の人びとにあっては、緑豊かな風土の中で生きて来た全ての県民にあってはこれまでの安住の地が失われることへの懸念は大きい。このことをよくよく勘案の上、今後の調査・計画を実施されたい。	2月の方法書説明会では、既存の他風力発電事業における二重サッシ等の対応事例を述べたものです。 本事業においては、今後、騒音等の調査及び予測を適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。

2. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	方法書においてコウモリ類のヒアリングを行ったことは評価される。	コウモリ類の調査、予測の手法等については、今後も、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
2	捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の存在・飛翔状況の記録を取る必要がある。	捕獲調査時にも、バットディテクターによりコウモリ類の飛翔状況等を確認します。
3	捕獲調査はハーブトラップのみではなく、複数のかすみ網を使用する丁寧な調査を行う必要がある。また、捕獲調査は安全確保の観点から、1晩につき1もしくは2地点程度の調査で実施すること。全地点同時（同晩）にハーブトラップ各地点1台のみ等の調査では、生息種の存在を把握できない。	コウモリ類捕獲法の調査手法については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
4	自動録音法で使用する機種を記載すること。	自動録音法で使用する機種、延長マイクの設定高度、音声記録の解析手法については、準備書において適切に記載します。
5	自動録音法で設置するマイク高を記載すること。	
6	バットディテクターで得られた音声記録の解析に用いる手法を記載すること。	
7	今後の準備書においてもコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。	コウモリ類の調査、予測の手法等については、今後も、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。
8	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。 コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）	コウモリ類の調査、予測の手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。

No.	意見の概要	事業者の見解
9	■ コウモリ類の保全措置として「稼働制御」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変素晴らしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。	コウモリ類の調査、予測の手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。
10	■ コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	環境影響評価法に基づく主務省令（発電所アセス省令）で、動物の調査、予測及び評価の手法として、「重要な種及び注目すべき生息地について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する。」と規定されていることから、重要な種のコウモリ類を対象として予測を行います。 コウモリ類の調査結果については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて可能な限り同定に努めますが、難しい場合は、グループ分けに留めることもあります。グループ分けに留めた場合は、結果として、重要な種以外の多くの種の予測及び保全措置の検討を行うこととなります。
11	■ バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行うP262「自動録音法（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。	コウモリ類の予測の手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
12	■ 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求める事 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■ 専門家へのヒアリングは「年月」だけでなく「年月日」まで記載すること 他事業のヒアリング内容を流用する悪質な業者がいた。ヒアリングの「年月」の記載だけでは、それが適切に実施されたものであるか、閲覧者は判断できない。よって、ヒアリング年月だけでなく年月日まで記載すること。	専門家へのヒアリングは、委託先の担当者が直接専門家の元へ訪れた上で実施し、その結果を方法書に記載しています。
14	■ コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	コウモリ類の調査結果については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて可能な限り同定に努めますが、難しい場合は、グループ分けに留めることもあります。
15	■ コウモリの音声記録について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	コウモリ類の調査手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
16	■ コウモリの捕獲調査について ・ コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・ 6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・ 捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・ 捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・ 捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・ 捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・ 冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・ 冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	
17	■ P264自動録音法の調査地点について バットディテクターによる飛翔高度調査地点が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（20箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	コウモリ類の調査地点の設定に当たっては、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けています。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	■自動録音法の期間について バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は春季から秋季としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。	コウモリ類の調査期間の設定については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
19	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	コウモリ類の調査期間の設定については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
20	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測する上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	コウモリ類の調査手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施します。
21	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」、これまでのところ一切報告がない。	コウモリ類の予測手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。
22	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	
23	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	

No.	意見の概要	事業者の見解
24	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	コウモリ類の予測手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。
25	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。（Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010）	
26	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を建てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	
27	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	
28	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	

No.	意見の概要	事業者の見解
29	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよし」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	コウモリ類の予測手法等については、風力発電事業によるコウモリ類への影響についての知見がある専門家の助言を受けて適切に実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。
30	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	
31	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	
32	■月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	

3. 動物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	説明を受けた風力発電事業に使われる風車は、高さ160m、ローター径130mの超巨大なもの。最近話題となっているのは、バードストライクによる命を落とす鳥のこと。「夜間に飛行する鳥が高速回転するタービン翼との衝突で命を落としている」「猛禽類が姿を消した影響が食物連鎖の階層へと波及し、猛禽類のエサとなる小動物の個体数密度と行動を抜本的に変化させた」(AFP＝時事)等の国際的報道、我が国でも宗谷岬の大規模風力発電設備の立て替え計画で、環境相が経済産業相に羽本的な計画見直しを求めたとの報道もある。	対象事業実施区域及びその周辺における生態系の上位性注目種として猛禽類のサシバを選定した上で、調査及び予測を適切に実施することとしており、サシバを含む鳥類のバードストライクの予測については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成27年)等に基づいて実施し、実行可能な範囲で影響の回避又は低減を図るようにします。

4. 水害・土砂災害

No.	意見の概要	事業者の見解
1	一昨年の福岡県朝倉市の水害では、九州最大の河川筑後川に流入する中小河川での氾濫、山間部の土石流氾濫により多くの犠牲者が出た。当該計画地からも川内川や東シナ海に注ぐ小河川が散在し、風力発電事業による山間部の溪流への土砂流入も懸念される。最近巨大化する自然再生エネルギー事業計画では、国立公園第1号の霧島山系麓でのメガソーラー事業により、大小の土砂災害が生じた。山間部の開発については、一定規模の調整池設置がなされることで対応されているが、近年の「保持林業」の考え方は、従来の「調整池」設置の理念を越え、森林の持つ「水源涵養」「災害防止機能」の思想を今日的に生かすものである。今日鹿児島県の山野に広がるメガソーラーの山林破壊の様相は、緑豊かな鹿児島県の歴史ある地を一変させるものであり、見過ごすことができない。大規模風車の設置も同様のことを感じる。このことについて納得できる調査・説明をお願いしたい。	事業の実施に際しては、土砂流出や崩落の危険がある沢筋や斜面等の箇所を適切に把握して、可能な限り、それらの箇所を除外します。やむを得ず除外できない箇所が生じた場合は、関係機関と協議の上で、実効性のある対策を検討し、設計に反映します。

5. その他（環境の保全の見地からの意見以外の意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	意見については、要約していません。